

# 第1回 スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する 専門調査会（議事要旨）

---

## （開催要領）

1 日時 令和3年8月6日（金）13:30～14:20

2 場所 中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

### 3 出席委員

会長 坂本 哲志 内閣府特命担当大臣（地方創生）

委員 栗飯原 理咲 アイランド株式会社代表取締役社長

同 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション ファウンダー

同 坂根 正弘 株式会社小松製作所顧問

同 坂村 健 東洋大学情報連携学部 INIAD学部長  
東京大学名誉教授

同 竹中 平蔵 慶應義塾大学名誉教授

同 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授

同 村井 純 慶應義塾大学教授

（あいうえお順）

### 4 その他出席者

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ座長代理

坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事（スーパ  
ーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する  
検討会 委員）

平本 健二 内閣官房政府CIO上席補佐官（スーパ  
ーシティ／スマートシ  
ティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）

三ッ林 裕巳 内閣府副大臣

吉川 赳 内閣府大臣政務官

青木 由行 内閣府地方創生推進事務局長

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官

喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

## （議事次第）

### 1 開会

## 2 議事

- (1) スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会運営規則  
(案)
- (2) 地方公共団体からのスーパーシティの提案等
- (3) 地方公共団体からのヒアリング結果
- (4) 自由討議

## 3 閉会

### (配布資料)

- 資料1 スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会 運営規則 (案)
- 資料2 地方公共団体からのスーパーシティの提案及びヒアリング
- 資料3 スーパーシティの提案のヒアリング結果について (講評)
- 資料4 スーパーシティの提案に対する情報・デジタル、個人情報保護の観点からの評価
- 資料5 地方公共団体における規制改革の検討経緯等
- 資料6 高橋委員からの意見
- 資料7 柳川委員からの意見

参考資料1 国家戦略特別区域基本方針 (抄)

参考資料2 「スーパーシティ構想」について

---

### (要旨)

○喜多参事官 ただいまより「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」を開会いたします。

会議の出席者はお手元の資料を御覧ください。

初めに、坂本大臣より発言をよろしくお願いいたします。

○坂本大臣 本日は、お集まりいただき誠にありがとうございます。

近年、AIやビッグデータを活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展しています。しかしながら、世界において、いまだ「丸ごと未来都市」は実現されていません。我が国のスーパーシティは住民が参画し、住民目線で2030年頃に実現される未来社会の先行実現を目指すものです。

そのポイントは3点あります。

1つ目は、生活全般にまたがる複数分野の先端的サービス

2つ目は、複数分野間でのデータ連携

3つ目は、大胆な規制改革であります。

スーパーシティは、国家戦略特区制度に基づきまして、大胆な規制改革を通して経済社会の構造改革を牽引する役割であります。また、地域のデジタル化の拠点をつくる取組でもあり、今後9月に発足するデジタル庁とも密接に連携しながら、その取組を加速化してまいります。

今般、情報・デジタル等の専門家にも御参加いただきまして専門調査会を開催し、スーパーシティの区域指定について議論することとなりました。委員や出席者の皆様におかれましては、自治体からの提案や今後の進め方について忌憚のない御意見を賜り、スーパーシティ構想の実現に向け、御協力をいただければ幸いです。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

○喜多参事官 坂本大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様は御退出願います。

(プレス退室)

○喜多参事官 早速議事に入ります。本日は第1回の会合ですので、最初に本専門調査会の運営規則(案)についてお諮りしたいと存じます。

お手元の資料1を御覧ください。本運営規則におきましては、議事の進め方、議事内容の公表等について定めております。運営規則案について、事前にお送りしておりますが、このように定めさせていただきたいと存じますが、御異議等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○喜多参事官 ありがとうございます。

続いて、議事2「地方公共団体からのスーパーシティの提案等」についてです。事務局より説明いたします。

○三浦審議官 内閣府の審議官の三浦でございます。今週着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。座って失礼いたします。

お手元の資料2を御覧ください。横長のパワーポイントでございます。

1ページはこれまでのスケジュール、これは復習でございます。去年9月1日に国家戦略特区法が施行され、去年の年末、12月25日に公募を開始し、4月16日に公募を締め切って31の団体から提案があり、5月には地方公共団体のヒアリングを実施したということでございます。

2ページ目を御覧ください。今申し上げた31の自治体を地理的にプロットすると、このような感じです。北から南まで幅広く御提案をいただいているという形でございます。

内容でございますけれども、3ページを御覧ください。内容の例ということで、これは先端的サービスの分野別に横串で7つの分野に分けて整理しております。

1つ目は左上の箱ですけれども、移動・物流分野、左上の箱です。中に項目が並んでおりますけれども、自動運転をはじめ、自動というキーワード、ドローンというキーワード、

空飛ぶ車、MaaS、カーシェアリング、この辺がキーワードになっています。

②で医療・介護の箱は遠隔医療から始まって、ほかに遠隔服薬指導、ウェアラブル端末、IoT、パーソナルレコード、AIの活用、ドローン、こういった辺りがキーワードです。

その横は③デジタル・ガバメントで、マイナンバーの活用、インターネット投票の実施。

左下に行っていただいて、④はエネルギー・環境で、これは太陽光をはじめとした再生可能エネルギー、マイクログリッド、水素エネルギー等のカーボンニュートラル関係、EVカーシェアリングといった話。

その右は⑤防災ということで、位置情報を使って避難誘導していく話とか、インフラ点検ロボット、また、ドローン、ロボット等の活用といったこと。

その右、⑥教育・研究開発の箱が一番右の列の真ん中ですけれども、これは遠隔授業、オンライングローバル教育、AIデータによる個別最適化といった話。

右下は⑦支払い・その他ということで、キャッシュレス以下、並べております。

これらがそれぞれ31の自治体の提案にどう盛り込まれているというのを4ページ以降に参考でつけております。細かくなりますので個々の説明は割愛いたしますけれども、今申し上げた分野1つだけというよりは、各自治体さんは組み合わせて御提案いただいております。ちょっと字が細かいですけれども、真ん中の列に星取表的に整理しております。幾つか複数の分野を組み合わせて御提案をいただいておりますが、組み合わせ方、あるいはそれを束ねるコンセプトは、それぞれの自治体の特徴に応じて設定されています。また、事業を進めるに当たって必要な規制改革の提案を、たくさんあるのでほんの一部ですけれども、一番右の列に記載しております。

最後に11ページを見ていただいて、これらの提案をめぐって、地方公共団体からヒアリングをいただきました。各40分程度、Web形式でヒアリングをいただいて、ワーキンググループ有識者の皆様、情報・デジタル、個人情報保護の専門家に御参加をいただいて、自治体からは首長以下皆様に御参加いただいたということであります。

実績・スケジュールは黄色の箱のとおりということでございます。

以上、私からの御説明となります。ありがとうございました。

○喜多参事官 ありがとうございました。

続いて、議事3「地方公共団体からのヒアリング結果」についてです。

ただいま、事務局より説明があったとおり、5月に自治体からヒアリングを実施いたしました。その講評の結果につきまして、資料3に基づき特区ワーキンググループ座長の八田委員と本日御出席いただいておりますワーキンググループ座長代理の原様より講評の結果の御説明をお願いいたします。

○八田委員 ありがとうございます。

それでは、講評の結果を私のから、かいつまんで御説明いたします。

先ほど大臣がおっしゃいましたように、まずデータ連携の基盤がきちんとしていて、デ

デジタル化の拠点に将来なるという要件がございますが、ここに関しては専門家の委員に後で御説明をお願いいたします。

ワーキングの私どもが特に注視したのは、どれだけきちんとした岩盤規制の改革を目指しているかということでもあります。

その一つの基準としては、住民合意を要する規制改革をするというのがあります。例えば、安全性を理由にこれまで阻止されていた規制改革を、住民が、安全性に関するリスクを受け入れても、改革すべきだと合意するならば、非常に大きな岩盤規制改革を行えます。そういう規制の改革を含むということが一つの基準です。

もう一つは、複数の分野でデータ基盤を活用してスーパーシティに相応しいものをつくらうということです。

結果的に今回の提案は、改革の規制の規模が小さかったり、本当に住民合意を必要とする改革ではなかったりといった問題を抱えていました。そこで、本来の制度趣旨に立ち返って、提案自治体において提案内容の見直しをしていただいて、その後、ワーキンググループにおいて二次ヒアリングをし、その過程でハンズオンでいろいろな助言をしていくべきではないかということが結果でございます。

以上です。原委員、補足をお願いします。

○原国家戦略特区ワーキンググループ座長代理 八田座長にかぶりますが、資料3に沿ってお話します。

全般にコメントすると、大胆な規制改革の提案が乏しかったということです。そもそも国家戦略特区の目的は岩盤規制の改革の実現です。スーパーシティは、その中でもさらに世界から注目されるスケールの大きな革新的な未来社会、最初に大臣がおっしゃったように2030年の未来社会を先行実現する仕組みです。このためには最新の技術を用いる必要があります、社会全体に係るような広範な岩盤規制改革が必要であり、そういった実現をするためには住民合意が必要だという仕組みになっていると認識しています。

今回の提案に関して岩盤規制改革、とりわけ住民合意を経ることで実現が期待できるような大胆な規制改革が乏しかったということです。

印象として申し上げますと、これまでさんざんこの特区、あるいは規制改革の領域で議論してきたような課題を並べているような提案、また、法令上、グレーだから確認してほしいといった細かな規制改革の要望をたくさん並べられているといった印象のものが多く見られたと思います。これが1点目です。

それから、2点目ですが、このペーパーで言いますと「また」というところになりますが、データ連携基盤に基づく幅広い分野での先端的サービスの実現を目指す設計が不十分だったということです。これは2030年の未来社会としてどんなビジョンを描くのかという、そのビジョンの部分が規制改革以前に描けていない印象のものが多く見受けられました。多くの提案で見られた印象で申し上げますと、個別の分野、交通分野ですとか、医療分野

などで、個別の事業者がこういったことをやりたいということは分かるのですが、それで未来社会がどういったビジョンなのかというところを欠く提案が多かったように思います。

したがって、この最後のパラグラフですが、本来の制度趣旨に立ち返って、提案自治体において提案内容の見直し、スーパーシティ制度を活用する必要があるのかを含めて見直しを行っていただくとともに、ワーキンググループにおいて必要に応じて、さらにハンズオンで見直しについての助言を行っていくことにしたいと考えております。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、情報・デジタル、個人情報保護の観点から、専門家の方に自治体の提案内容をチェックいただいておりますので、その点につきまして資料4に基づき、政府CIO上席補佐官の平本様と、日本情報経済社会推進協会の坂下様より御説明をよろしく願いいたします。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官(スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員) 内閣官房政府CIO上席補佐官をやっております平本でございます。

我々は専門的な観点から実現可能かという観点、それと、十分にその機能、デジタルの技術を生かしているかという観点と安全性という観点からヒアリングに参加させていただきまして、その結果を報告させていただきます。

まず1点目でございますけれども、データ連携ということをおっしゃったように、複数分野でデータ連携することは非常に重要だと思っております、その技術的な観点から申し上げますと、そこは互換性確保とか安全性確保については十分な技術的な検討が行われていると、ここにビルディングブロックと書いてありますけれども、要するに最新の技術をどんどん入れ替えることができるような、組み合わせが可能なような仕組みを導入しておりますので、そういう点では世界的に見ても十分なデータ連携基盤の検討というのにはされているのではないかと思っております。

それと、安全性に関しましても複数要素認証という、顔とか指紋とかそういうものを使ったり、パスワードを使ったり十分な検討がされておりますので、そこは十分です。今、原さんからございましたようにビジョンという観点から、分野横断でサービスをやるという観点で見た場合に、分野の上に各個別のサービスが様々に提案されているのですけれども、それを横断して複数のデータを本当に組み合わせて分析して解析するというサービスが十分に提案されていないという面もあったのかなと思っております、さらなる改善が期待されると思っております。

続きまして、個人情報は坂下さんのほうからお願いします。

○坂下一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事(スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員) 日本情報経済社会推進協会の坂下と申

します。

資料4の2ポツを御覧いただきまして、個人情報につきましては、全ての提案が生活全般で分野横断をして個人情報を使うという提案になっておりました。中でもオプトイン等を活用したサービス実施に当たっては、十分に検討しているということが見られました。

また、各提案にはプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）を実施する予定等も明記されておりましたので、基本的な条件を満たしていると思います。ただし、提案というのは実施計画でありまして、実際のスーパーシティの構築に当たってはPIAがしっかりやられているかどうかのチェックとか、個人情報保護の法令の遵守などを随時精査、確認する必要があるものと考えられます。

私からは以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、専門調査会の委員の皆様より、地方公共団体の提案や今後の進め方について御意見を賜りたく存じます。その前に、村井委員より事務局に対しまして、今回、公共団体の規制改革の提案がなぜなかなかうまくいかなかったのか、その要因などについて専門調査会の場で披露してほしいというようなお話を事前にお伺いしましたので、その件につきまして、資料5に基づきまして事務局より説明させていただきます。

○三浦審議官 資料5を御覧ください。地方公共団体のほうで規制改革の検討をいただいた経緯について、あと、地方公共団体が苦労したところはどういったところかというのを事務局で把握している内容として御報告申し上げます。

幾つか類型はあるのですけれども、一つは規制改革より先端的サービスの検討に時間・労力を費やしたということで、どういうプロジェクトをやるのかというほうを一生懸命考えているうちに、そのプロジェクトをやる上で何の規制がネックなのかというところまでちょっと時間・労力が及ばなかったというお話が1つ目。

あと、規制改革について検討したのだけれども、数のほうに重点を置いていて、一つ一つの内容の具体化のほうは、まだ重点が置いていませんでしたというのが2つ目。

あと、やることが決まった後、事業者の方に邪魔になる規制はありますかというのを御相談するわけですけれども、そのとき、これが邪魔になるので変えてほしいという御提案が予想以上に少なかったというお話。

それから、内部で規制改革の検討はしたのだけれども、制度を変えるという発想が少なく、よい案が出てこなかった。

それから、地域内でデジタル化・DXの取組が遅れているので、規制改革がなくても実施可能なサービスが多かった。

次は、法令等の専門的知識を有する人材が不足していたこと。

最後は、大胆であればあるほど実現する可能性は低いので、その内容を住民に説明して合意を得ることが難しいと考えたということでございます。

以上でございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

それでは、自由討議に移りたいと存じます。議事進行上、あいうえお順で栗飯原委員、秋山委員、坂根委員、坂村委員、竹中委員、村井委員の順に指名させていただきます。それぞれの御発言は3分から5分程度でお願いいたします。

では、最初に栗飯原委員、よろしくをお願いいたします。

○栗飯原委員 ここまで丁寧な御説明、ありがとうございます。

個人的には、まず今回の各自治体様からの提案内容を拝見しまして、次世代サービスとして実現したい様々なテーマと領域というのが個別にはしっかり出てこられているなという事で、非常に興味深く感じております。

今後の進め方についての意見なのですが、私自身がIT分野での生活者向けの、いわゆるto C向けサービス開発に約25年間専門で関わってきておりまして、その立場と経験から申し上げますと、ITを活用したサービス構築においては、生活者の視点に立ったときには気をつけたほうがよいケースが大きく2つあるかなと思っております。

まず1つ目は、ITを絡めてとなると、先ほど来からあったのですが、どうしても新しいことをしたいとか、今までにないことをしたいというイノベーション志向が強くなりすぎて、ともすると、サービス構想自体が過剰に技術先行型とか、手段先行型になってしまって、出来上がったときに実際の生活者ニーズと大きく離れてしまうことがあるなと思っております。

ですので、今後の選考においては、あくまでも今回のスーパーシティで本当に実現したいことというのは、住民の方が参加し、住民目線で2030年に実現する未来社会を先行実現するという事ですので、今日課題に挙がっていた大胆な規制改革とか分野別連携といった、すごく大切なのですが、手段に当たる部分というのは今後自治体さんが逆に意識しすぎて、いつの間にか手段が目的化してしまわないように実際の最終の選考のときには、ちゃんと最終提案が実際に住民の方が求めているリアルな生活者ニーズに寄り添っているのか、想定できているのかというのも個人的にはちゃんと見ていけたらいいなと感じています。その前にハンズオンでしっかり分野間連携とか規制改革のところはしっかり付き添っていただけたらと思っています。

もう一つ、やはりIT領域のサービスにおいてよく起こってしまうのが、もともとのサービスビジョンは非常にすばらしいのに、それが最終的なアウトプットとして出てきたときのUIとUXが、最終的に利用者にとってすごく使いづらかったり、どうしてこんな画面になってしまっているのだろうみたいなことがITだと非常によく起こりがちだと思っています。

個人的な印象になってしまうのですが、どうしても公的サービスのほうがユーザーとかカスタマーにとって一番大事なUI、UXの思考が最後に抜け落ちがちだなと思っていますので、今回のスーパーシティにおいてはアーキテクトの方の存在は非常に大きいなと



思っているのですけれども、そのアーキテクトの方に最終着地のユーザー向けのプロダクトであるという視点を持っていただいて、全体を統括していくような啓蒙であったりとか、プロダクトデザインの視点みたいなものを企画にしっかり盛り込んでいけるようなスキームがあるとよいのではないかと感じております。

ざっくりばらんにまとまらずに意見を申し上げてしまったのですけれども、最終的によい形で、生活者のニーズに沿った地域住民の課題解決が、このプロジェクトで行っていきけるとすばらしいのではないかなと思っている次第です。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、秋山委員、よろしくお願ひいたします。

○秋山委員 秋山でございます。

私はワーキングのメンバーとしてヒアリングにも参加いたしましたので、今回、大胆な規制改革の提案がちょっと足りなかったという点について、少しコメントさせていただきたいと思います。また、このスーパーシティで大胆な規制改革を実現するために何が必要なのかということについても考えてみました。

ヒアリングを通じて印象的だったのは、どこの自治体も未来に対しては非常に不安を感じていらっしゃる。特に人口減少をはじめとする環境の変化の中で、どうやって自治体として生き延びていくか、あるいは住民の人たちの幸せをどうやって実現していくかということに皆さん大変苦心されている。その中で、今回アイデア不足というような状況になったのは、先ほど資料5で御説明いただいたようなところがまさに実態だと思うのですけれども、この中で特に規制改革に関しては、今ある規制について、本当にこの規制緩和がどこまで実現されるのか、され得るのかということについて、やはり確信が持てないというところがベースとしてとても強かったという印象を持っております。

国家戦略特区は、もともとこういう状況に対して、ボトムアップ型ではなかなかできないような大胆な規制改革を、国も一緒になってトップダウンの要素を入れて実現していくということがもともとこのコンセプトでしたし、これまでの特区においては、それをずっと積み上げてきたと理解しております。

今回、スーパーシティに関しては、まだボトムアップのステップの段階で、なかなか具体的な大胆なアイデアとまではいっていないということですが、これをブラッシュアップするためには、大胆な規制改革を本当にどこまでやるのかということについての高度な政治判断も含むような政府側の取組が重要だろうと考えております。

また、同時にスーパーシティは、今回データ連携基盤というようなキーワードが出ておりますけれども、先端技術の導入インフラについて一定の投資を伴うということもありますので、この投資をどこに振り向けるかという優先順位づけという意味合いもありますので、それも含めた政府の優先順位づけということが、大変これからのプロセスでは重要な

ステップになると思います。

民間委員としては、その方向性や重要度についての意見ですとか、実現に向けての具体的な方策のアドバイスを通じて、よりよい政府決定のサポートをしていきたいと考えております。今の我々の置かれている状況を考えますと、自治体の皆さんから様々な提案をいただいておりますが、一つには感染症拡大の状況が当面続く中では、医療分野で医療現場の負担を少しでも軽くして、より効率的な医療が進められるというようなところには当然重点を置くべきではないかと思えますし、未来不安がある自治体の皆さんは未来を担う人材への投資という意味で、教育にも非常に力を入れていきたいというところが非常に多かったと思っておりますので、この辺りは重要なポイントではないかと考えております。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、坂根委員、よろしく願いいたします。

○坂根委員 坂根です。

私は自治体からの提案についてのヒアリングには参加しておりません。資料を読んでの感想なのですが、八田委員や原さんの所見に近いものを感じております。

当初、片山大臣の頃だったと思うのですが、スーパーシティ構想を議論したときに、私は国際的なスーパーシティというイメージはグリーンフィールドからつくるようなイメージで、日本でどこが手を上げるのかなど、私は以前、柏の近くに住んでいましたから、柏の葉みたいなものを今からゼロからつくるとしたら、スーパーシティ構想を取り入れて、何か違うものができたのかなという思いがあって、片山大臣にぜひ見てくださいという話をしたことはあります。今で言えば、トヨタのウーブン・シティなどはスーパーシティ構想に沿った何かができないのでしょうかと言いたくなるのですが、私が企業経営者なら、国からいろいろなお金をもらったり干渉してもらわずに、自分のペースで、自己責任でやっていきたいと思うと思います。

今回の各自治体の31の提案内容を見て、本当にこれがスーパーシティかと、私は率直に感じております。ただ、中には中規模の都市で行政、官と学がタイアップしている会津若松市だとか、つくば市みたいな規模の都市だと、これはもう少し話を私は聞いてみたいと思います。私がかもし全体のリーダー役だったら、この31の個別項目というのは、その個別ごとに規制改革、特区をやった結果、将来、グリーンフィールドからつくるときに、この事例、この事例、この事例を集めてつくれば、こういうスーパーシティができる。だから、将来スーパーシティをつくるための前段階として個別でいろいろなものをチャレンジしているのだと理解をすれば、私も今やろうとしている一つ一つの個別に意味が出てくるのかなと思えますが、いずれにしても国が全体構想を持って、こんなスーパーシティを最終的にはつくりたいのだというイメージがあって、それに個々のものが結びついておるといふ全体の青写真が必要なのではないかなと思います。

昨年12月の官邸での特区と規制改革の合同会議でも申し上げたのですが、日本の規制というのは性悪説、大陸法です。英米法のように性善説に立つと自己責任が問われるわけです。自己責任が問われて、アメリカの場合は自己責任でやって訴訟問題というリスクを抱えているのですけれども、企業のトップからしたら極めてやりやすい。したがって、イノベーションとかそういうものは自己責任のほうはるかに進むわけで、日本の性悪説というのは、本当にイノベーションを起こさないような根本的な要素になっているのだと思います。

したがって、今回の個々の取組は本当にそれぞれの自治体と中核企業、大学が当事者として、自己責任を本当に確保しているのだろうか、日本でよくあるケースは、新しい仕組みを入れると必ず古い仕組みを残すのです。私は以前も言いましたけれども、日本の代表的な例は、高速道路はいまだにああいう料金所があって、ETCと例外者向けのゲートがあって、もう欧米ならとっくにあんな物理的なゲートなどはなくなっているはずなのだけでも。だから今回の個々の取組もそれぞれの小さな町で2つのシステム、新旧が並存して続くようだったら最悪です。したがって例外者はちゃんと説得して、強制力を持って全体最適でやっていくのだという覚悟を負うべきだと思います。

最後になりますが、私はやはりスーパーシティというのは、最後にこんなイメージがあって、今回、個別に取り組むとしたら、その一つ一つは最終的なスーパーシティにどう結びついているのか、これぐらいの青写真は要ると思います。今回の提案ははっきり言って補助金狙いの申請みたいな印象があります。ただ、こういう具体的なことを言い出していることは、地方創生にとっては非常に大事なことです。ぜひこれが実際の改革の実現に結びつくような推進の仕方をしていく必要があるのではないかなと思います。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、坂村委員、よろしくお願いいたします。

○坂村委員 私も提出された資料を見ているだけなのですが、今回のいろいろな自治体の提案を見て思うことはプラットフォーム指向で考えないという、日本の行政の悪いくせから抜けられていないものが多かったという、一言で言えばそういうことではないかと思います。

提案の概要というところを見ますと、「やさしい何とか県」とか、「わくわく何とか市」みたいなふわっとしたところからすぐ具体論になって、ウェアラブル端末で何をするとか、ドローンでどうするのになってしまいます。私がいろいろな講演などしているときによく挙げる例として、一昔前の日本の家電メーカーによくある失敗パターンというのがありまして、日本が電気製品で世界を圧巻していたときに、ファックスで成功体験を持つ日本のメーカーが次の製品企画の中でもってユーザー目線で考えるということで、「両親に孫の成長のカラー写真をすぐに届けられる未来」を実現しようとして——そのためにカラーファックスの研究開発をしたのです。しかし、現実にはスマホとインターネットという汎用プラ

ットフォームの一応用としてそんなことはできますから、カラーファックスは当然お蔵入りになってしまって、それどころか元のファックスの機能もインターネットという汎用プラットフォームに吸収されてしまって、ファックス自体が日本の今のガラパゴスの象徴のようになってしまっているわけです。

DXをするときにデジタル化したプラットフォームを確立して、個々の具体的なサービスは、その上の一つの応用として実現するという考え方から始めるべきなのに、そういうことをしていないということです。古典的なハードインフラである道路とか、鉄道の整備が産業を育成したように、デジタルなインフラの整備というのは、その上でいろいろなイノベーションが安価で短時間で生まれる土壌になるから、そういうようなインフラをつくるのが重要なのです。カラーファックスではネット会議はできませんけれども、インターネットではファックスでできることは全てできた上にネット会議もできれば、メールもゲームもできるわけです。

どうも日本はプラットフォーム指向ということが不得意で、行政もマスコミからすぐに分かりやすい例を言ってくれみたいなことを言われると、そういうことで予算を使うには「ドローンで医薬品を届けられるようになります」とか、そういう具体例がないといけないという強迫概念が、やはり行政の側もあるのではないかと思います。そして具体例を言うと、今度はそれに縛られてしまって、それさえ実現できればいいとなってしまいます。

個々の具体例を実現するだけに比べると、プラットフォーム整備からとなると、規模が大きく時間もかかるから、プロジェクトではその具体例だけ実現するのに注力するというのは局所最適としては正しいのかもしれませんが、都市全体のDXというのは――これがスーパーシティだと思いますけれども、都市は全体が連携する有機体ですから、全体最適を目指さなければならぬのではないかと思います。

私は「マイナンバーを何でも使うということを考えるようなところはないのか」とよく言っているのですが、マイナンバーの利用というのは、個々の応用ではなくて、いろいろな応用のプラットフォームになる、利用者のアイデンティティの基礎だからと私は言っているのです。それがスーパーシティの目指すものであるべきなのに、どうも関係者にそれが理解されていないのではないかと私は提案を見て思いました。

制度面でも技術面でもプラットフォーム指向でないと、スーパーシティ枠である必要は全くないわけで、「どういうプラットフォームをつくるのか、その上で具体的運用としては、まず以下のようなものを考えているけれども、それ以外にも民間を含めて、いろいろな展開の可能性を担保する」というような話のない提案は、もう受け付けないとはっきり言ったほうがいいのではないかと私は思います。そうでないと、いつまでたっても「ウェアラブル端末で何をする」とか、「ドローンでどうする」とか、「自動運転の自動車が走る」とか、そんなものばかりになってしまうと思うのです。こういうものをスーパーシティというのではないかと私は思います。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、竹中委員、よろしくお願いします。

○竹中委員 竹中です。よろしくお願いします。

まず応募された31の自治体等々は、コロナ禍でそれなりに頑張ってお出したわけですから、そこはそこで評価をしたいと思います。そして暑い中、丁寧にヒアリングしてくださったワーキンググループの方の御苦労は大変だったと思います。私はワーキンググループのメンバーではないのでお任せして、それで、八田さんと原さんが出してくれたペーパーともう一度提案を読み合わせてみて、八田・原提案というのは誠にごもっともだと、ぜひ賛同したいと思います。

実はこのスーパーシティの話をお我々が初めて出したのは2018年の秋です。ですから、もう3年たつのです。その間、閣議決定をしていただいて、難しい国会の審議を去年の5月に通していただいて、それで、ようやく受け付けて出てきたものが、3年前に描いていたものとかかなり違くと、これは坂根さんがおっしゃったとおりなのだと思います。

今回のこの仕組みの最大の特徴は、中国で、これは提案したときの一つのモデルは中国のアリババの本社のある杭州市でやっていたことを見て、それで提案させていただいたわけですがけれども、同時に同じような時期にカナダのトロントでGoogleがやろうとしてなかなかうまくいかなかった。そういう民主主義国でこういうことをやることの難しさというのをどのように克服していけるのかというのが、この法案の最大の肝であった。そこを非常にうまく、皆さんの努力でつくって、それで、国会も通していただいたということなのだと思うのです。

結局、結論としてはみんなそれなりに頑張ってお出したのだけれども、かなり描いていたものと違う。どうして違ったのかという村井先生の質問に対して、資料5で事務局が答えていることは、それなりに正しかったと思いますし、今、坂村先生が言われたようにプラットフォーム指向が欠けていると、そこはやはり直さなくてはいけないということも事実だと思うのです。

問題はヒアリングを受けて、それをハンズオンで良くしていくということ以外方法はないと思うのです。キーワードはあくまでもハンズオンで、これもシンガポールでサンドボックス制度をつくったときにヒアリングに行ったわけですがけれども、最初に出てきた担当者はフィンテックを中心にしていたのですけれども、やはり大したものではなかったと。それをハンズオンでやっていって、あそこまで仕上げたということですから、むしろこれからのハンズオンのやり方をどうするかということが私たちにとって一番重要な議論すべき課題なのだと思います。

一口で言うと、ブレーンストーミング型のハンズオンの形を今回つくってみたらどうだろうかというのを一つ提案したいと思います。これはやはり首長に来ていただきたい。そ

れと、アーキテクトに来ていただきたい。それを支える事業者に来ていただきたい。そして、我々のチームをどう構成するかというのはいろいろな意見があるかと思いますが、我々でブレインストーミングをやりましょうと。ここで首長が出てこないようなところは、もう御遠慮いただいたらいいということなのだと思います。

理想は幾らでも描けますけれども、住民の合意を取るという非常に面倒な民主主義国の手続の中で、それが本当にできるかどうか。どこにリアリティがあるのかということは、やはり首長を踏まえてブレインストーミング的にやらなければいけないし、それを支える企業がどのぐらい責任を持っているのかということも重要だと思います。そういう中で、ハンズオンで物事を解決していくということしかないのかなと思います。

しかもこれは早くやらないと、以前から9月頃には第二次募集をしようと言っていて、その準備をしている自治体もたくさんあって、多分数十の自治体が出たいと思っています。第一陣で出てくると思っていたところで、ちょっと時間がないので出せなかったというようなところも、結構あるわけですね。それもありますので、この第一次募集についてのハンズオンの作業というのを今申し上げたようなブレインストーミング型のハンズオンのシステムで早く始めるということが重要なのかなと思います。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、村井委員、よろしくお願ひいたします。

○村井委員 ありがとうございます。どういうところがだめだったのか、その理由を共有していただきたいということを事前の打ち合わせの時に事務局をお願いして、本日それをやっていただいてありがとうございます。私は、今回からの参加ということで、新参者なので、自分が理解するために確認したかったわけです。いずれにせよ、それでうまくいってないとか、良い提案がうまく出てきていないということに関して、これから何をするかというのを考えていかなければいけないと思うのです。

今までの皆さんのご意見には賛成なのですが、DXの観点から言うと、全く違った分野、産業もそうですし、行政のセグメントも縦割りです。それを横につなぐことを強調することで何か新しいことができるのか、今までできなかったことができるようになる、こういう分野だと思うのです。医療の話が最初に出てきましたが、例えば医療の分野も、健康と医療とをどうしようということを、医療分野だけで閉じていたらできなかったことが、例えば家庭での健康の管理であるとか、こういったデータの利用であるとか、新しい医療のできなかつたことができると思う。教育も同様だと思うのです。そういう縦を横につなぐのが、まさに坂村先生が仰っていたような、何でDXでそれがサポートできるのかというのがプラットフォームだと思うのです。共通のプラットフォームがあってデータは流通するし、それを連携するときにコストがかからないし、新しいイノベーションを作るときも非常に浅い、つまりアイデアがあってそれを実現するだけで新しいイノベーションが生ま

れる。これがDXのプラットフォームのバリューです。それとセットでない提案というのは、逆に言うときけないのではないかと思うのです。これからメンタリングをしていくということなので、そこを強調されるといいということが一点。

それからもう一つは、岩盤規制をぶち破るという話。規制で困っていることを解決するというのが理想だということを、最初からずっと仰っていて、私もここに関わる前からスーパーシティというのは、そういう意味での期待感を持って、色々伺っていました。この規制改革にはいわば専門性というのがあると思うのです。例えば、我々の分野だとサイバーセキュリティでは、安全が守られているWEBページをどのように攻撃して穴をあけるかということには専門的なノウハウが必要です。言わばホワイトハッカーみたいなもの。つまりエキスパートが穴をあけに行くのです。これと同じで岩盤規制という壁に穴を開けるのはかなり専門性が必要だと思うのですが、この専門な方、壁をみれば穴の開け方が分かる人がいるのです。つまり専門的な「岩盤規制バスターズ」のような人がもっとメンタリングに関わる。それがすごく大事です。このハンズオンのところに「岩盤規制バスターズ」の人が入って、そちら側に立ってメンタリングをするというのがもう一つの提案です。そうでないと、やはり行政の方も、産業界で苦しい思いをしている方も、限定のあるなかで生きている人たちですから、その人たちにその壁をぶち破るという発想を与えるためには、やはり非常に洗練されたメンタリングのようなものを必要とする。そんなハンズオンが良いのではないかと思います。以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

続きまして、本日、御都合の関係で出席できなかった高橋委員、柳川委員から書面で御意見を頂戴しておりますので、事務局より紹介させていただきます。

○三浦審議官 まず、資料6を御覧ください。高橋委員からいただいております。

真ん中よりちょっと上の1つ目の○ですけれども、地方からの提案の状況、現状を踏まえるならば、大胆な規制改革の再提案を求めることが適当ですということ。

その際には、今出してもらっている提案を深掘りすることだけではなくて、その提案に関連性のある改革事項を追加して助言する必要がありますということ。

提案の細部は各団体のノウハウが含まれていると思うけれども、スーパーシティ構想の特色は大胆な規制改革について住民合意を得つつ展開させることにあり、提案内容の優劣は、この点から評価すべきであるということ。

このような観点から、本日の資料2の一覧表を再検討の参考資料として提案団体に示して、行政手続をはじめ各領域について相互関連性のある複数の規制改革項目からなるインパクトのあるスーパーシティ構想へと提案のレベルを引き上げる助言をされることを期待すること。

最後に、スーパーシティ構想を国家戦略特区の起爆剤として活用するためには、一次指定で数は限定されるとしてもインパクトのあるものを認定する必要があるということ。住

民代表を得る見込みを前提として提案を受ける以上は、数は絞られるとしてもインパクトのある提案を厳選する方向において作業することを期待したいということ。

以上が高橋委員でございます。

続けて、資料7が柳川委員でございます。

真ん中の辺りですけれども、提案を検討するに当たっては、以下の点が重要ということ。

- 1 全体としてしっかり自走できる持続性のある取組であること。
- 2 住民目線で課題が解決され、住民がメリットを実感できるものであること。
- 3 分野横断のデータ連携が単なるお題目ではなくて、しっかりとした実体を伴うよう計画されていること。

以上であります。ありがとうございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

それでは、以上を踏まえまして、最後に坂本大臣より御発言をよろしく申し上げます。

○坂本大臣 先生方、いろいろありがとうございました。

私は聞いていまして、厳しい中にも核心を突いた意見ばかりだったと思っております。そこで、今後の具体的な進め方でございますけれども、次のとおりに進めてまいりたいと考えております。

まず、提案がありました31の全ての自治体に対しまして、2か月程度を目途に規制改革などにつきまして再提案を求めます。その上で、国家戦略特区ワーキンググループにおいて、順次、規制改革の提案の具体化のための自治体に対する助言と規制所管省庁との調整を並行して実施します。その際、規制改革の実現に当たっては、スーパーシティの枠組みだけでなく、通常の状態や構造改革特区などの枠組みも活用していきます。

国家戦略特区ワーキンググループでの議論などにより、規制改革の提案内容の更なる具体化と規制所管省庁との一定の調整などを経た段階で、本専門調査会を改めて開催し、スーパーシティの区域指定候補について議論をしたいと存じます。

それから、竹中先生から御提案もございましたブレインストーミングにつきましても、どういう形でできるのか、できないのかも含めて事務方のほうに検討させたいと思っております。

このような方向につきまして、皆様の御了解をいただければと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂本大臣 ありがとうございました。

○喜多参事官 ありがとうございました。

以上をもちまして専門調査会は終了させていただきます。

なお、本日の資料は会議終了後、公表いたします。議事要旨につきましては、皆様に御確認いただいた後に来週中をめどに公表したいと存じます。また、この後、事務局より簡



単に記者ブリーフィングのほうを予定しております。  
本日はどうもありがとうございました。